

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(少額特名随意契約分)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	本市に対する外賓表敬訪問等における日独逐次通訳業務委託	翻訳・通訳	(株)サイマル・インターナショナル	97,200円	令和1年8月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	別紙のとおり	—

随意契約理由書

1 案件名称

本市に対する外賓表敬訪問等における日独逐次通訳業務委託

2 契約の相手方

株式会社サイマル・インターナショナル

3 随意契約理由

令和元年8月28日にハンブルク市長を団長とする代表団が来阪されることとなった。本業務は表敬訪問及び歓迎レセプションの際の逐次通訳を委託するものである。

本市とドイツ連邦共和国ハンブルク市は、1989年に友好都市提携を結び、代表団の派遣、スポーツ、経済、文化など幅広い分野において活発な交流を行ってきた。

本年、本市とハンブルク市は友好都市提携30周年の記念の年を迎え、ハンブルク市長を代表とする代表団が来阪されるにあたり、本市への表敬訪問の受入れと、歓迎レセプションを実施することとなった。対応言語を確認したところ、ドイツ語での対応を希望されたため、本業務を受注する事業者を決定するにあたり、「事後審査型制限付一般競争入札」に付した結果、予定価格の超過により落札者が決まらず、同日中に再度の入札を行った結果も、有効となる応札がなかったことから、入札を打ち切った。

本市に対する表敬訪問及び歓迎レセプションについては、本市外交儀礼の観点から、中止することは絶対に避けるべきである。なお、令和元年8月28日の開催にあたり、通訳準備の観点から通訳者の確保等を事前に行っておく必要があることから、早急に受注者を決定し、契約を締結する必要がある。

これらの理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当することから、本業務を受注可能である上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-3748）